

広島県告示第二百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
有限会社ひとやさ	居宅介護支援事業所ふるさと	平成二十一年三月一日
三原市港町一丁目四番二三号	三原市港町一丁目四番二三号	
尾道市平原三丁目一番一五号	東広島市黒瀬町楢原二六二番地六	平成二十一年三月一日
有限会社トツツ	居宅介護支援事業所ふぁみりい黒瀬	